

弟子屈町民間建築物耐震対策緊急促進支援事業

耐震診断補助金交付決定通知書

年 月 日

様

弟子屈町長 徳永 哲雄

年 月 日付けで交付申請があった弟子屈町民間建築物耐震対策緊急促進支援事業について、下記のとおり交付することを決定したので、弟子屈町民間建築物耐震対策緊急促進支援事業補助金交付要綱第8条第2項前段の規定により通知します。

記

- 1 交付決定番号 第 一 号
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の所在地 弟子屈町
- 4 交付決定額 円
- 5 完了予定年月日 年 月 日
- 6 補助金の交付予定時期  
実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付する。
- 7 交付条件
  - (1) この補助金は、弟子屈町民間建築物耐震対策緊急促進支援事業に要する経費に充てること。
  - (2) 耐震診断に着手したときは、速やかに耐震診断着手届により町長に届出すること。
  - (3) 補助事業を中止または取り下げようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業の内容または補助金の額の変更が生じたときは、速やかに町長の承認を受けること。
  - (4) 耐震診断が完了したときは、速やかに耐震診断実績報告書を提出すること。
  - (5) 耐震診断が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
  - (6) 弟子屈町補助金等交付規則および弟子屈町民間建築物耐震対策緊急促進支援事業補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。